

加東市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した令和7年度定期監査（5月期）の結果について、同条第9項の規定により、ここに公表する。

令和8年6月25日

加東市監査委員 壺 井 弘 次

加東市監査委員 神 田 耕 司

加東市監査委員 檜 原 一

令和 7 年度定期監査（5 月期）結果及び意見

総 括

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、令和 8 年 5 月 25 日において令和 7 年度 5 月期（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日まで）における、都市整備部土木課、都市政策課の事務事業の執行について、同法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定する趣旨により合理的かつ適正に運営されているかに留意し、監査を実施した。

今回の監査は、特に次の 5 点に重点をおいた。

- （1）事務事業が計画的に進められているかどうか。
- （2）事務事業が常に住民福祉の向上を目指して進められているかどうか。
- （3）人的配置は、適正に行われているかどうか。
- （4）財源確保に最大の努力が払われているかどうか。
- （5）不経済な支出が行われていないかどうか。

この結果、事務事業の執行については適正に処理され、令和 8 年度 5 月期においては所期の成果を上げている。

以下、対象所管ごとに記述するが、口頭による指導事項、平素の事務処理の状況等、特に記述すべき必要がないものについては省略する。

【土木課】

1 監査の結果

土木課は工務公園係、用地管理係及び加古川整備推進室で構成され、職員数は事務職員 7 名（うち 1 名は加東土木事務所へ出向）、技術職員 2 名、再任用職員 2 名、パートタイム会計年度任用職員 3 名の合計 14 名である。

歳入予算執行状況表における国庫補助金の補正について、交付決定後も新たな交付申請を行い、受入額が増加する可能性があったため、交付決定後の 6 月補正ではなく、12 月及び 3 月補正予算で減額したと説明があった。

歳入予算執行状況表における「公共施設等適正管理推進事業債」及び「公共土木施設災害復旧事業債」の収入予定額が予算額よりも低い要因について、起債の対象となる工事の実績が予定より低かったことに伴い、起債額が減額となったと説明があった。

歳出予算執行状況表における道路メンテナンス事業費補助事業（橋梁長寿命化修繕事業）の予算執行率が低いことについて、事業の一部を繰り越したためであると説明があった。

単価に作業時間を乗じて支払う業務委託契約の請求において、事業者から提出がある作業報告書により作業時間を確認していると説明があった。

都市公園管理状況において、令和 6 年度決算審査時から都市公園面積が

0.2ha 減少した要因は、関戸緑地の一部が加古川河川改修工事により、河川用地となったためであると説明があった。

加東市統合型 GIS 市道苦情要望管理機能追加業務委託について、市道に関する市民からの苦情や要望を、当課が地理情報システム（GIS）上で管理できるように改修を行うものであると説明があった。

工事請負、業務委託並びに使用料及び賃借料に係る書類の一部を確認したところ、適正に処理されていた。

2 意 見

一部の工事請負契約（制限付一般競争入札）において、入札価格が最低制限価格以下であった入札者が半数以上であった。入札者が半数以上となった要因を把握し、今後の入札執行に向けて、より競争性が確保できないか検討いただきたい。

当課のインフラ整備事業は、インフラを使用する市民の安全確保や生活環境の向上につながる重要な事業である。様々な要望があると思うが、限られた予算の中で、引き続き計画的な整備に努められたい。

【都市政策課】

1 監査の結果

都市政策課は都市計画係及び住宅地籍係で構成され、職員数は事務職員 8 名、パートタイム会計年度任用職員 2 名の合計 10 名である。

歳出予算執行状況表の空家等対策事業（臨時政策経費）における工事請負費について、倒壊の恐れのある空家を修繕するための緊急対策費用のほか、特定空家の除却を行政代執行するための費用であると説明があった。なお、令和 7 年度においては、令和 8 年 4 月末現在、当該科目の支出ないと説明があった。

法定外公共物及び市道に対する占拠事件（土地明渡等請求控訴事件）の進捗状況について、今後の流れについて弁護士と協議中であると説明があった。

都市計画法における区域区分の見直しについて、令和 10 年度末までに東播都市計画区域の加東市域における区域区分を廃止し、区域区分に代わる新たな土地利用に係るルールの整備を検討していると説明があった。

総合戦略事業における「結婚新生活支援補助金」及び「働く世代住宅取得支援補助金」について、事業効果を検証し、当該補助金を理由として結婚や住宅取得等をしたケースが少なかったというアンケート結果などから、当該補助金の交付を令和 7 年度で終了すると説明があった。

市営住宅の入居状況について、入居可能な物件に約 9 割が入居済みであると

説明があった。

「公営住宅管理事業」及び「公営住宅維持補修事業」について、市営住宅長寿命化計画に基づき、外壁塗装改修、屋根防水改修及び浴室改修（ユニットバス・3点給湯化）等を行ったと説明があった。

空家等情報登録制度において、空家バンクに登録された物件のうち、令和7年度中に契約に至った件数は12件（対前年度6件増）であったと説明があった。

工事請負、業務委託並びに使用料及び賃借料に係る書類の一部を確認したところ、適正に処理されていた。

2 意 見

都市計画法における区域区分を廃止するうえで、土地利用の規制緩和は必要であると考えるが、線引きの廃止に伴う乱開発を防ぐには一定の規制を設ける必要があるため、関係各所と連携し、慎重に検討を進められたい。

空家バンクの登録期間中に契約に至らなかった物件については、利用登録の更新時に、申請者に金額などの条件の見直しを提案するなど、より多くの空家が活用できるように努められたい。

市営住宅における住宅使用料等の滞納整理について、滞納者に対し厳しく接することは、今後の抑止力につながるため、必要に応じて法的手段を取るよう検討いただきたい。